

daily コラム

2017 年 12 月 18 日(月)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7 階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

決算期の変更に留意 法人税のほか消費税にも配慮

不動産の譲渡により多額の売却益が見込まれるとき、法人税の節税策の一環として、決算期を変更し、不動産の売却から決算期末までの期間を長くすることにより時間を確保し、その期間に合理的な施策を講じることがあります。

●決算期変更による基準期間のズレ

決算期が変更されたことにより、消費税の納税義務の判定となる基準期間にズレが生じ、決算期変更前の基準期間であれば免税事業者（消費税の納税義務なし）であったものが、決算期変更後の基準期間では課税事業者になってしまうこともあります。

なお、基準期間とは、その事業年度の前々事業年度をいい、当該事業年度の課税売上高が 1,000 万円以下であれば、その事業年度は免税事業者になります。

例えば、12 月決算法人で、平成 28 年 12 月期の課税売上高 1,000 万円以下、平成 29 年 12 月期の課税売上高 1,000 万円超であった場合で、当期が平成 30 年 12 月期であれば、当期は免税事業者となります。

現状の 12 月期決算であれば、平成 30 年 3 月末引渡し予定の不動産があり、その売却価額 3 億円、内建物の売却価額が 1 億円だったとして、建物価額にある消費税につ

いては消費税を納める義務はありません。

ところが、法人税の節税を意図して決算期を平成 30 年 2 月末に変更したとします。そして、予定通り平成 30 年 3 月末に不動産が引渡されれば、翌平成 31 年 2 月まで 12 か月間の時間が確保でき十分な節税策を講じることが可能となります。しかし、不動産の引渡しは、平成 30 年 3 月 1 日～平成 31 年 2 月末の課税期間となり、当該事業年度の基準期間は平成 29 年 12 月期となることから、課税事業者になり消費税を納めることになってしまいます。

●特定期間に該当する場合も

課税事業者又は免税事業者の判定は、原則、前々事業年度の課税売上高で判定するのですが、前期の課税期間前半 6 か月間、いわゆる、特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超え、かつ、当該期間の給与等支払額が 1,000 万円を超えていれば、その翌事業年度平成 32 年 2 月期も課税事業者になってしまいます。

事業者に免税、課税となる期間がある場合には、決算期の変更により思わぬ事態を招来させることもありますので、法人税のみならず消費税にも配慮したいものです。



参ったな、消費税はすっかり失念していた